

2026年3月1日

## 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院の施設を利用する撮影等の許可基準

独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院「以下「病院」という。」の施設管理については、「独立行政法人国立病院機構施設管理規程」に基づき行われている。一方、病院の施設を利用して行う撮影行為については、病院運営に支障をきたさないことや病院職員及び患者（家族）を始めとする病院利用者の安全対策、プライバシー等へ十分配慮するなど、撮影の受け入れについて特に慎重な取り扱いが求められるため、撮影等に関する許可基準を定め慎重に審査を行ったうえで許可することとする。

### 1 承認の基本原則

病院における撮影行為とは、「撮影その他これらに類する行為」であり、次の各号をすべて満たした場合に限り、許可することとする。

- 一 業務に支障を生じるおそれがないとき。
- 二 患者の診療に支障を生じるおそれがないとき。
- 三 個人のプライバシーを侵害するおそれがないとき。
- 四 病院周辺へ迷惑等の影響を及ぼすおそれがないとき。
- 五 上記以外に病院の管理上の支障が生じるおそれがないとき。

### 2 当許可基準による承認手続きの対象となる撮影

#### (1) 対象

- ア 動画撮影（映画、テレビ等のロケをいう）
- イ 静止画撮影（写真の撮影）

#### (2) 対象としないもの

- ア 個人的な撮影（患者の記念スナップ等）
- イ 報道を目的とするもの

### 3 撮影承認基準

#### (1) 撮影場所

撮影を承認する場所は、原則として病院の業務に支障とならない場所とする。

#### (2) 撮影時間

撮影を承認する時間帯は、原則として9時から17時までとする。

### (3) 撮影内容

次のものについては、撮影を承認しない。

- ア 患者を撮影するもの
- イ 患者・職員に不快感を与えるおそれがあるもの
- ウ 公序良俗に反するおそれがあるもの
- エ 病院のイメージを損なうおそれがあるもの
- オ 特定の政治、思想または宗教上の活動に利用するおそれがあるもの
- カ 公開にあたって年令などに制限が加わる可能性のあるもの

## 4 手続き

### (1) 事前の打ち合わせ

撮影の申請を行う前に、脚本および香盤表の提出を行い、施設管理者と打ち合わせを行うこと。

### (2) 申請書の提出期限

原則として、申請書（第1号様式）の提出は撮影日の2か月前までとする。ただし、許可の審査及び撮影の調整・周知が十分に可能で、施設管理者が認める場合は2か月以内でも認めるものとする。

### (3) 撮影の調整・周知

施設管理者は、撮影の承認前に撮影場所の現場管理者と事前に調整を行うこと。また、撮影が休日・夜間帯に及ぶ場合は、当該管理当直者へ周知すること。なお、撮影日は混乱が生じないように、主要な関連部署に事前に撮影が行われる旨の周知をすること。

## 5 承認条件について

施設管理者は、次の条件を踏まえて、撮影を許可する場合は、撮影者へ撮影許可書（第2号様式）を交付する。

- 一 患者を含む利用者、職員の撮影を行わないこと。
- 二 撮影の開始および終了時には、施設管理者に届け出ること、撮影の終了後は、速やかに原状の回復を行うこと。
- 三 視覚効果や特殊効果のために用いる電気・ガス・水道は申請者が用意すること。
- 四 車両による来院は最小限とし、駐車場所については施設管理者の指示に従うこと。
- 五 撮影行為により、他の利用および安全が阻害されないよう、協議のうえ警備体制を敷くなど必要な措置を講ずること。
- 六 撮影に危険物は使用しないこと。
- 七 騒音、大音量をともなう撮影は行わないこと。

- 八 事故が生じたときは、全て申請者が自己の責任と負担のもとに解決すること。また事故の内容と処理内容を施設管理者に直ちに報告すること。
- 九 施設をき損したときは、直ちに届けるとともに補修またはそのために必要とする費用を負担すること。
- 十 テロップの撮影協力欄に「独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院」と掲出すること。
- 十一 職員及び患者の見学を容認すること（立入可能区域での撮影の場合）。
- 十二 申請と撮影内容に違いがあった場合等、管理上支障が生じるおそれがあるときは直ちに撮影を中止させ、許可を取り消すことができる。この場合に生じた損害等は、申請者が負担すること。

## 6 撮影施設使用料

### (1) 撮影施設使用料

映像製作者が、病院に納入する「撮影施設使用料」は、次の各号の基準によるものとする。

ア 施設使用料は搬入・搬出時間を含め、4時間につき 10,000 円。ただし、外来休診日は4時間につき 15,000 円とする。

イ 原則として、3（2）の時間以外の撮影は原則許可しないものとするが、音が出ないなど撮影方法によっては、撮影を許可できるものとする。その際の時間帯は、4時間につき 15,000 円とする。

ウ 職員の撮影立会い料として、職員1人あたり1時間 1,000 円（立会いの人数については、撮影の規模や撮影場所により、管理課長が決定する。）ただし、外来休診日及び3（2）の時間以外は、1時間 2,000 円とする。

エ 出演者・スタッフの控え室等として会議室等を貸し出す場合は、1室4時間につき 1,000 円とする。ただし、外来休診日及び3（2）の時間以外は、1室4時間につき 2,000 円とする。

### (2) 駐車料金

撮影車両の敷地内駐車料金について、乗用車及びワンボックス等については、1台1日につき 1,000 円、マイクロバス及びトラック、特殊車両等については、1台1日につき 2,000 円とする（病院敷地内に駐車場所を確保する）。ただし、車両の大きさや台数、撮影時間帯などにより、受入台数を制限する場合がある。

### (3) 光熱水費

施設付随の照明や冷暖房に関わる光熱水費は、施設使用料に含むものとする。なお、視覚効果や特殊効果のために用いる電気・ガス・水道は、原則として映像製作者の持ち

込みとする。

(4) その他の病院設備等の貸し出し等

上記(1)～(3)以外の病院設備等の貸し出し等については、撮影申請の際または必要となる状況が生じた際に協議する。

(5) 使用料支払い手続

撮影施設使用料は、撮影終了後速やかに、請求書と納付書を映像製作者あて送付し、払い込みを求める。なお、継続的な撮影を行う場合は、1か月単位で請求を行うものとする。なお、(1)の規定によらず、病院が必要と認めるものについては、一部または全部を免除することができる。

撮影施設使用料（許可基準 6 関係）

項 目	料 金	備 考
施設使用料 （搬入・搬出時間を含む）	4 時間につき 10,000 円 （ただし、外来休診日は 4 時間 につき 15,000 円） 撮影を承認する時間帯は、原則 として 9 時から 17 時までとす る。	左記以外の時間帯での撮影 は原則許可しないものとし るが、音が出ないなど撮影 方法によっては、撮影を許可 できる。その際の時間帯は、 4 時間につき 15,000 円。
職員の撮影立会い料	職員 1 人あたり 1 時間 1,000 円 （ただし、外来休診日及び 3 （2）の時間以外は、1 時間 2,000 円）	立会いの人数については、 撮影の規模や撮影場所によ り、管理課長が決定する。
出演者・スタッフの控え室 等として会議室等を貸し出 す場合	1 室 4 時間につき 1,000 円 （ただし、外来休診日及び 3 （2）の時間以外は、1 室 4 時間 につき 2,000 円）	
駐車料金	○乗用車及びワンボックス等 1 台 1 日につき 1,000 円 ○マイクロバス及びトラック、特 殊車両等 1 台 1 日につき 2,000 円	病院敷地内に駐車場所を確 保する。ただし、車両の大き さや台数、撮影時間帯など により、受入台数を制限す る場合がある。
光熱水費	施設付随の照明や冷暖房に関わ る光熱水費は、施設使用料に含 む。	視覚効果や特殊効果のため に用いる電気・ガス・水道 は、原則として映像製作者 の持ち込みとする。
その他	上記以外の撮影施設使用が生じる場合は、撮影申請の際または 必要となる状況が生じた際に協議する。	

様式第1号（許可基準4関係）

独立行政法人国立病院機構  
西埼玉中央病院 院長 殿

### 撮影等許可申請書

「独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院の施設を利用する撮影等の許可基準」に基づき下記施設の使用を申請します。利用に際しては、定められた条件を遵守します。

※撮影等許可申請書の提出前に、あらかじめ脚本および香盤表の提出を行い、施設管理者と打ち合わせを行なってください（許可基準4-（1））。

申請者	会社名	
	代表者名	
	所在地	
	電話番号	
	Email	
撮影等の 目的・内容		
希望場所		
利用希望日		
人数・車両 台数		
現場責任者	氏名	
	電話番号	
	Email	
その他		

※ 撮影等の内容確認のため、企画書、脚本、香盤表を添付してください。

※ 撮影等の場所の確認のため、図面（地図等）を添付してください。

※ 職員の撮影立会については、撮影の規模や撮影場所により、当院が判断します。

（施設管理者）

独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院長

殿

## 撮影等許可書

年 月 日付をもって申請のあった撮影等許可について、以下のとおり許可します。なお、許可した後においても、許可基準に反する行為や申請と撮影内容に違いがあった場合等、管理上支障が生じるおそれがあるとき等は直ちに撮影を中止させ、許可を取り消すことがありますので申し添えます。

1. 日 時

2. 場 所

3. 内 容

（参考）独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院の施設を利用する撮影等の許可基準より

- 一 患者を含む利用者、職員の撮影を行わないこと。
- 二 撮影の開始および終了時には、施設管理者に届け出ること、撮影の終了後は、速やかに原状の回復を行うこと。
- 三 視覚効果や特殊効果のために用いる電気・ガス・水道は申請者が用意すること。
- 四 車両による来院は最小限とし、駐車場所については施設管理者の指示に従うこと。
- 五 撮影行為により、他の利用および安全が阻害されないよう、協議のうえ警備体制を敷くなど必要な措置を講ずること。
- 六 撮影に危険物は使用しないこと。
- 七 騒音、大音量をとまなう撮影は行わないこと。
- 八 事故が生じたときは、全て申請者が自己の責任と負担のもとに解決すること。また事故の内容と処理内容を施設管理者に直ちに報告すること。
- 九 施設をき損したときは、直ちに届けるとともに補修またはそのために必要とする費用を負担すること。
- 十 テロップの撮影協力欄に「独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院」と掲出すること。
- 十一 職員及び患者の見学を容認すること（立入可能区域での撮影の場合）。
- 十二 申請と撮影内容に違いがあった場合等、管理上支障が生じるおそれがあるときは直ちに撮影を中止させ、許可を取り消すことができる。この場合に生じた損害等は、申請者が負担すること。